人権だより

市川市立第三中学校 令和6年10月24日発行 (第6号)

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

インターネット上の人権侵害に注意!

インターネットには、掲示版やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などコミュニケーションの輪を送げる使利な機能があり、その利用が進む一方で、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。 姿易な書き込みでほかの人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大事です。また、もしも、インターネット上で人権侵害の被害を受けたときは、一人で悩まず、法務省の人権擁護機関にご相談ください。

インターネット上で人権侵害があったときは?

インターネット上に自分の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載されても、発信者がだれか被害者には分からないことが多いため、被害を回復するのは困難です。掲示板やSNSであれば、被害者は、その運営者(管理人)に削除を求めることができます。さらに「プロバイダ責任制限法」という法律などにより、被害者は、プロバイダやサーバの管理・運営者など(以下「プロバイダ等」と言います。)に対し、人権侵害情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになっています。

開売請求や削除依頼を行う際には、証拠として保存するために、メールや文書で行うとともに、誹謗中傷等にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲売版のURLやアドレスを控え、該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

ただし、削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲売板では、削除依頼をしたことにより、 書き込みなどの内容に管び注首が棄まり、冷やかしやなりすましの書き込みが増え、結果的 に被害が拡大してしまう可能性も考えられます。

また、掲売板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が掲載されてしまう場合もあります。

どんなことが人権侵害になるの?

インターネットでは、自分の名前や顔を簡単には知られることなく発言することができます。そのため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、不確かな情報に基づき、その事件の関係者とされる人たちの個人情報を流す書き込みがされたり、誤った情報に基づいて全く関係のない人たちを誹謗中傷。(根拠のない悪白や嫌がらせ)する書き込みがされたりしています。

インターネットでは、いったん掲売版などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の首にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な量がな損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われることもあります。

令和4年(2022年) 中に法務省の人権擁護機関が処理したインターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件の数(処理件数)は1,600件となりました。このうち、特定の個人について、根拠のないうわさや悪口を書き込むなどして、その人の社会的評価を低下させるといった名誉毀損に関する事案と、個人情報や私生活の事実にかかわる内容などを奉人に無断で掲載するといったプライバシー侵害に関する事案の二つで全体の約6割を占めています。

インターネット上の人権侵害を防ぐには?

インターネットを利用するときも、直接人と接するときと簡じようにルールやモラルを特り、相手の人権を尊重することが大事です。お互いの讃は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、でをもつ生身の人間であるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

インターネットは発信者が特定できないわけではありません。後述する発信者情報の開示 請求手続等により、発信者を特定できる場合もあります。匿名の書き込みであっても、その 内容には責任を持つ必要があるということを覚えておきましょう。

インターネット上の人権侵害を防ぐために

- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- 差別的な発言を書き込まない
- 安易に不確かな情報を書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

人権侵害で困ったときは?

法務省の人権擁護機関では、インターネット人権相談受付窓口やみんなの人権110番など様々な人権相談を口を設けています。インターネットによる人権侵害に限らず、様々な人権問題についても相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

そうだんまどぐち相談窓口

- ・インターネット人権相談受付窓口
- パソコン・スマートフォンからの相談
- ・法務省「インターネット人権相談受付窓口へようこそ!」
- フィーチャーフォンからの相談
- ・法務省ホームページ(携帯版)「人権相談」
- ・みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

電話: 0570-003-110 (ゼロゼロみんなのひゃくとおばん) 最寄りの法務局につながります。

- ・関連サイト:法務省「みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)」
- ・こどもの人権 110番 (フリーダイヤル)

電話:0120-007-110 (ぜろぜろななのひゃくとおばん) 「いじめ」や虐待などこどもの人権問題に関する専用相談電話です。

- ・関連サイト: 法務省「こどもの人権110番 (フリーダイヤル)」
- ・女性の人権ホットライン

電話: 0570-070-810 (ゼロナナゼロのハートライン) 女性の人権問題に関する専用相談電話です。

- ・関連サイト:法務省「女性の人権ホットライン」
- ・LINE じんけん相談

 SNS (LINE) から相談を行うことができます。
- ・関連サイト: 法務省「LINE じんけん相談 (チャット人権相談)」

その他の相談窓口については、法務省「インターネット上の人権侵害をなくしましょう」を ご覧ください。